

## 【生活介護におけるリハビリテーションの実施体制について】

当事業所では、利用者の皆さまの健康維持と生活機能の向上を目的に、以下のとおりリハビリテーション支援を行っています。

### ■対象サービス：生活介護

### ■対象利用者

以下のいずれかに該当する方が対象となります。

- ・医師の診断または専門職（理学療法士・作業療法士等）の評価により、身体機能の維持・改善が必要と認められる方
- ・加齢や障がいによる身体機能の低下が見られる方
- ・転倒予防、座位保持、姿勢保持等に課題がある方
- ・日常生活動作（ADL）の維持・向上を図る必要があると判断された方

### ■リハビリテーションの目的

日常生活動作（ADL）の維持・向上を図り、利用者の自立支援を進めることを目的としています。

### ■実施体制

- ・理学療法士（PT）または作業療法士（OT）などの専門職が、利用者ごとに適切な支援を実施しています。
- ・必要に応じて、医師や看護職員との連携を図りながら、利用者の健康状態に配慮した訓練計画を作成・実施しています。
- ・支援員等の職員も日常的な支援の中で運動機能の維持・改善に向けた働きかけを行います。

### ■実施内容の例

関節可動域訓練、筋力維持運動、バランストレーニング、歩行練習、座位での体操、ストレッチ、個別の身体状況に応じた支援プログラムの提供

### ■実施頻度

週1回以上のリハビリテーションを原則としています。

### ■評価・計画

- ・定期的な機能評価をもとに、支援計画を作成・見直ししています。
- ・計画書についてはご本人・ご家族へ説明し、同意を得た上で実施しています。